

川越市なぐわし公園 温水利用型健康運動施設等整備運営事業
入札公告関連文書 正誤表

1. 入札説明書（添付資料1）リスク分担表

頁	リスクの種類	正	誤	回答番号
1	「共通」→「制度関連 リスク」→「政治関連 リスク」	P F Iに係る議決が得ら れない場合（市の事由に よるもの）／市● P F Iに係る議決が得ら れない場合（事業者の事 由によるもの）／事業者 ● P F Iに係る議決が得ら れない場合（上記以外の もの）／市●・事業者●	P F Iに係る議決が得ら れない場合（市の事由に よるもの）／市● P F Iに係る議決が得ら れない場合（事業者の事 由によるもの）／事業者 ●	Nr6

2. 入札説明書（添付資料2）サービス購入料の支払いについて

頁	項目1	項目2	行	正	誤	回答番号
6	3.	(1)	—	サービス購入料1	サービス料購入料1	Ns9
6	3.	(1)	3	施設引渡しを受けた後 (平成24年 <u>8</u> 月)	施設引渡しを受けた後 (平成24年 <u>7</u> 月)	Ns10
8	3.	(4)	—	当初3年間(平成24年8 月1日～平成27年3月 31日)	当初3年間	Ns26
10	4.	(2) イ	—	(追加) ・提案時の施設利用者数 と同等、又は下回った場 合で光熱水費が提案時の 金額よりも増加した場 合は、光熱水費の見直し の対象から外す。	—	Ns32

3. 入札説明書（添付資料3）モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約
終了に至る流れ

頁	項目1	項目2	行	正	誤	回答番号
7	3	(5)	1	維持管理・運営受託者等 の変更後も <u>減額される状 態が継続した場合、</u>	維持管理・運営受託者等 の変更後も <u>減額ポイント が付与される状態が継続 した場合、</u>	Nm7
8	4	(1)	2	必要な <u>補修</u> 、修繕及び更 新	必要な <u>改修</u> 、修繕及び更 新	Nm12 Nm14

4. 別添資料1 要求水準書

頁	項目	行	正	誤	回答番号
20	表5 耐風 3ポツ目	2	災害時に <u>防災施設として稼動させるのに必要な設備機器</u>	災害時に <u>活動支援室に設置される設備機器</u>	Y19
21	表5 防犯性 分類		<u>Ⅱ類</u>	<u>Ⅲ類</u>	Y22
21	表5 防犯性 要求事項 1ポツ目		(削除)	・防災備蓄庫、災害時に活動支援室となる設備関係諸室：Ⅱ類	Y22
62	電話設備 3ポツ目		(削除)	L A Nが導入可能なように、幹線敷設用ケーブルラックを設置し追加工事が容易にできるように配慮する。	Y32
103	1基本要件 (9)指定管理者 制度等	2	市は、売店及び食堂を除く <u>本施設等</u> を	市は、売店及び食堂を除く <u>温水利用型健康運動施設</u> を	—
104	1基本要件 (9)指定管理者 制度等	4	公の施設である <u>本施設等</u> の	公の施設である <u>温水利用型健康運動施設</u> の	—
—	別紙8 備品リスト プール 真空ガス検知器	2	必須備品 ○	空	Y68

※本施設と本施設等の読み替えについては、3月3日に公表した付属資料1を確認すること。

5. 別添資料3 提案様式集

次表の様式につきまして変更（修正ならびに追加）があります。なお、変更の詳細につきましては別途各様式をご確認ください。

	様式番号	書類
修正	様式Ⅰ－1－10	その他担当企業
	様式Ⅱ－3－24	建設工事費見積書－2
	様式Ⅱ－6－6	長期収支計画表
	様式Ⅱ－6－11	市が支払うサービス購入料総額及びサービス購入料算出の根拠
追加	様式Ⅱ－6－12	市が支払うサービス購入料算出に係る積算根拠

6. 別添資料4 基本協定書 (案)

頁	条文	項目	行	正	誤	回答番号
3	第4条第3項		1	事業契約締結時及び増資時において、	本協定締結時及び増資時において、	K7
12	別紙3 株主誓約書	前文	2	、月__日付で締結された	、本日付で締結された	K7
		5.		PFI事業者が	事業者が	K27

7. 別添資料5 事業契約書 (案)

頁	条文	項目	行	正	誤	回答番号
4	第11条8(1)		5	又は増加費用・ <u>損害</u> が発生した場合、	又は増加費用が発生した場合	JK22
6	第17条3(1)		6	当該増加費用 <u>又は損害</u>	当該増加費用	JK28
21	第63条4		6	・・・サービス購入料(維持管理・運営費相当分)の支払留保及び・・・	・・・サービス購入料(維持管理・運営費相当分)の <u>減額</u> 、支払留保及び・・・	JK114
22	第64条4		5	経過利息 <u>1</u>	経過利息 <u>(B)</u>	—
22	第65条3		3	経過利息 <u>1</u>	経過利息 <u>(A)</u>	—
22	第65条3		4~6	(削除)	事業者、前項の規定により、・・・既に支払った分を返還する。	JK123
23	第66条3		3	経過利息 <u>1</u>	経過利息 <u>(A)</u>	—
23	第66条3		4~6	(削除)	事業者、前項の規定により、・・・既に支払った分を返還する。なお、事業者は、当該返還すべき金額と第4項の増加費用に係る金額とを、対当額で相殺することができる。	JK123
24	第67条3		3	経過利息 <u>1</u>	経過利息 <u>(A)</u>	—
24	第67条3		4~6	(削除)	事業者、前項の規定により、・・・既に支払った分を返還する。	JK123
25	第68条7		1	<u>事業者が指定管理者として行なう維持管理・運営業務の一部</u>	市の維持管理・運営業務の一部	JK149
25	第68条8		3	経過利息 <u>2</u>	経過利息 <u>(B)</u>	JK150
25	第69条4		3	経過利息 <u>2</u>	経過利息 <u>(A)</u>	JK156
26	第70条2		3	経過利息 <u>2</u>	経過利息 <u>(A)</u>	JK162
26	第71条2		3	経過利息 <u>2</u>	経過利息 <u>(A)</u>	JK164
29	第77条2		3	<u>60</u> 日以内	<u>90</u> 日以内	JK138

頁	条文	項目	行	正	誤	回答番号
29	第 79 条 2		3	<u>60</u> 日以内	<u>90</u> 日以内	JK138
30	第 87 条		1	<u>株主</u> 、代理人若しくは コンサルタント以外の 第三者・・・	<u>相手方又は相手方の代 理人若しくはコンサル タント以外の第三 者・・・</u>	JK173
34	別紙 1	16.	—	経過利息 <u>1</u> 別紙 12 に定める割賦 金利（ただし、 <u>本事業 契約の解除日</u> を基準と する）に基づき、履行 日から支払い日までに 生じた利息をいう。	経過利息 <u>(A)</u> 別紙 12 に定める割賦 金利（ただし、 <u>本工事 着工時</u> を基準とする） に基づき、履行日から 支払い日までに生じた 利息をいう。	JK175
34	別紙 1	17.	—	経過利息 <u>2</u> 別紙 12 に定める割賦 金利（施設引渡しの 2 営業日前、銀行営業日 でない場合はその前営 業日を基準とする）に 基づき、履行日から支 払い日までに生じた利 息をいう。	経過利息 <u>(B)</u> <u>(i) 国債の利率、又は (ii) 別紙 12 に定める 割賦金利（ただし、本 工事着工時を基準とす る）のうち、いずれか 低い利率に基づき、履 行日から支払い日まで に生じた利息をいう。</u>	JK181
65	別紙 15 株主誓約書の 様式	前文	2	、 <u>月</u> 日付で締結され た	、 <u>本日</u> 付で締結された	K 7
		5.		<u>PFI</u> 事業者が	事業者が	K27

以上